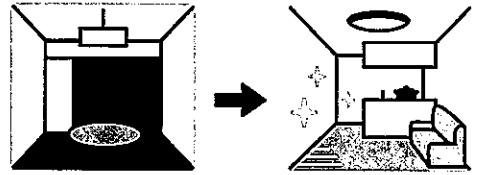


# 住まい快適促進助成事業

令和7年3月31日まで

最高  
20万円

町では、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者に発注して、個人の住宅の増改築等のリフォームを行う場合に、その一部を助成する事業です。



※住まい快適工事とは、住宅の機能維持又は機能向上のために行う修繕、補修、模様替え、改築、増築、設備改善等を言います。



## ◆助成対象者

- ・住宅の所有者で、申請する年の1月1日以前に町内に住宅を有する人
- ・町税等を滞納していない人

## ◆助成対象工事

- ・町内の施工業者により、住宅本体に係る機能維持・住環境の向上のために補修、改善、改修、増築、減築等の工事で工事費が10万円を超える工事
- ・補助金の交付決定後に着手するもので、交付決定された年度末までに工事が完了するものに限り
- ・住宅に係る町の他の補助事業を受ける場合は対象となりません

## ◆助成申請に必要な書類

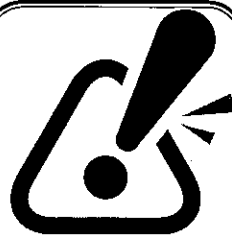
- ①助成金交付申請書
  - ②住まい快適工事の見積書
  - ③施工計画図面
  - ④工事前の状態を撮影した写真
  - ⑤対象となる住宅の案内図
  - ⑥その他町長が必要と認める書類
- ※委任申請をする場合は、委任状を添付してください。

## ◆助成対象住宅

- ・現に本人又はその家族の居住の用に供する住宅
- ・店舗等が併存する供用住宅のうち、本人又はその家族の居住の用に供する部分が30%以上
- ・マンション等の集合住宅は、本人又はその家族の専有する部分
- ・建築基準法に適合している住宅

## ◆助成金額

- ・対象工事費の10分の2以内  
ただし、20万円を限度とし、千円未満は切り捨て
- ・本事業の助成は同一の住宅について一回限り



注意

◆交付決定前の工事着工は助成対象になりません。必ず、交付決定通知が届いてから工事を始めてください。  
◆商工会が発行している「長和の里地域いきいき券」での支払いはできません。

◆町では、電話や訪問によるリフォームや耐震診断などの委託・勧誘等は一切行っていません。